

日本風力開発株式会社「(仮称) 洋野風力発電事業
環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成29年8月31日
経済産業省

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 洋野風力発電事業環境影響評価方法書について、日本風力開発株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、岩手県知事からの意見を勧告するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：岩手県九戸郡洋野町、久慈市
原動力の種類：風力(陸上)
出力：最大162,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成29年10月12日
環境大臣意見受理	平成28年12月22日
経済産業大臣意見発出	平成29年 1月 5日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成29年 3月 6日
住民意見の概要等受理	平成29年 5月31日
岩手県知事意見受理	平成29年 8月 9日
経済産業大臣勧告発出	平成29年 8月31日

問い合わせ先：電力安全課 高須賀、松井
電話：03-3501-1742(直通)

日本風力開発株式会社「(仮称) 洋野風力発電事業
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

本事業の対象事業実施区域は、岩手県自然環境保全指針による保全区分がBランクに位置付けられる地区や鳥獣保護区が含まれており、環境保全上、重要な地域であることから、必要に応じ専門家等の助言を受けて、野生動植物の生息・生育に係る十分な調査、予測及び評価を実施すること。

(岩手県知事からの意見書の写しを添付)